

最低制限価格及び低入札価格調査について

富谷市では、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」及び「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき、ダンピング受注の防止並びに品質確保を図るため、次のとおり入札制度の見直しを行います。

なお、新たな制度の対象とする工事等は、令和 6 年 4 月 1 日以降に公告する入札案件から適用し、入札公告の中で明記します。

I 最低制限価格（見直し）

建設工事に係る最低制限価格の算定係数を見直し、建設関連業務（測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務）について、最低制限価格を設けます。

1 建設工事

- ・対象工事 **設計金額(税込)500 万円以上の工事**（低入札価格調査対象工事を除く）
- ・算定式 別表 1(1)のとおり

2 建設関連業務（追加）

- ・対象業務 **設計金額(税込)500 万円以上の業務**
- ・算定式 別表 1(2)のとおり

II 低入札価格調査（新規）

建設工事について、調査の基準となる価格（調査基準価格）を新たに設けることとし、調査基準価格未満の価格で入札した者に対し、適正な履行がなされるかを確認するための調査を実施します。併せて、失格基準価格も設け、失格基準価格未満の入札をした者は、調査をせず失格とします。

1 建設工事

- ・対象工事 次のいずれかに該当した工事
 - (1) **総合評価落札決定方式の対象とする工事**
 - (2) **設計金額(税込)3,000 万円以上の工事**
- ・算定式 別表 2 のとおり

※ 詳しくは「富谷市最低制限価格及び低入札価格調査実施要綱」（令和 6 年 4 月 1 日施行）をご確認下さい。

別表1

■最低制限価格（見直し）

(1) 建設工事

種 類	1	2	3	4	5	6
建設工事全般 (下記①②を除く)	直接工事費 ×0.97	共通仮設費 ×0.9	現場管理費 ×0.9	一般管理費 ×0.68	予定価格× 0.92	予定価格× 0.75
①下水機械設備工事及び下水電気・通信設備工事	機器費 × 0.92 + 直接 工事費 × 0.97	共通仮設費 ×0.9	(設計技術 費 + 現場管 理費 + 据付 間 接 費) ×0.9	一般管理費 ×0.68	予定価格× 0.92	予定価格× 0.75
②電気・通信 設備工事	機器費（機 器単体費） ×0.92 + 直 接工事費× 0.97	共通仮設費 ×0.9	{現場管理 費 + 機器間 接費（技術 者間接費）} ×0.9	一般管理費 ×0.68	予定価格× 0.92	予定価格× 0.75

(2) 建設関連業務（追加）

種 類	1	2	3	4	5	6
測量業務	直接測量費 の額	測量調査費 の額	諸 経 費 × 0.48	—	予定価格× 0.82	予定価格× 0.6
建築関係建設 コンサルタント業務	直接人件費 の額	特別経費の 額	技術料等経 費×0.6	諸 経 費 × 0.6	予定価格× 0.8	予定価格× 0.6
土木関係建設 コンサルタント業務	直接人件費 の額	直接経費の 額	その他原価 ×0.9	一般管理費 等×0.48	予定価格× 0.8	予定価格× 0.6
地質調査業務	直接調査費 の額	間接調査費 ×0.9	解析等調査 業 務 費 × 0.8	諸 経 費 × 0.48	予定価格× 0.85	予定価格× 2/3
補償関係コン サルタント業 務	直接人件費 の額	直接経費の 額	その他原価 ×0.9	一般管理費 等×0.45	予定価格× 0.8	予定価格× 0.6

※ 算定は表の1から4までに掲げる額の合計額（千円未満の端数切り捨て）とする。

ただし、その合計額が表の5を超える場合は表の5の額（千円未満の端数切り捨て）とし、表の6に満たない場合は表の6の額（千円未満の端数切り上げ）とする。

※ (2)建設関連業務について、複数業務を一括して発注している場合は、各業務の算定式により算出された数値を合算し、最低制限価格を設定する。なお、5と6については（各業務の算定時には適用しない）発注した業種区分に基づき設定する。

別表2

■調査基準価格（新規）

(1) 建設工事

種 類	1	2	3	4	5	6
建設工事全般 (下記①②を 除く)	直接工事費 ×0.97	共通仮設費 ×0.9	現場管理費 ×0.9	一般管理費 ×0.68	予定価格× 0.92	予定価格× 0.75
①下水機械設 備工事及び下 水電気・通信 設備工事	機器費× 0.92+直接 工事費× 0.97	共通仮設費 ×0.9	(設計技術 費+現場管 理費+据付 間接費) ×0.9	一般管理費 ×0.68	予定価格× 0.92	予定価格× 0.75
②電気・通信 設備工事	機器費(機 器単体費) ×0.92+直 接工事費× 0.97	共通仮設費 ×0.9	{現場管理 費+機器間 接費(技術 者間接 費)} ×0.9	一般管理費 ×0.68	予定価格× 0.92	予定価格× 0.75

※ 算定は表の1から4までに掲げる額の合計額（千円未満の端数切り捨て）とする。

ただし、その合計額が表の5を超える場合は表の5の額(千円未満の端数切り捨て)とし、表の6に満たない場合は表の6の額（千円未満の端数切り上げ）とする。

■失格基準価格（新規）

(1) 建設工事

種 類	1	2	3	4
建設工事全般(下記 ①②を除く)	直接工事費× 0.92	共通仮設費× 0.85	現場管理費×0.85	一般管理費×0.63
①下水機械設備工 事及び下水電気・通 信設備工事	機器費×0.81+ 直接工事費× 0.92	共通仮設費× 0.85	(設計技術費+ 現場管理費+据付 間接費)×0.85	一般管理費×0.63
②電気・通信設備工 事	機器費(機器単 体費) ×0.81+ 直接工事費× 0.92	共通仮設費× 0.85	{現場管理費+機 器間接費(技術者 間接費)} ×0.85	一般管理費×0.63

※ 算定は表の1から4までに掲げる額の合計額（千円未満の端数切り捨て）とする。